

立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗 原 寛

理由

立川市一般職職員定年等条例の一部を改正する条例（令和 4 年立川市条例第 40 号）の公布による。

立川市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

立川市立学校事案決定規程（平成13年立川市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	校長	区分	校長
…略…	副校長	件名	副校長
…略…		…略…	
備考		備考	
<p>(1) この表において、「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</u>）をいう。</p>		<p>(1) この表において、「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。</p>	
(2)及び(3) ……略…		(2)及び(3) ……略…	

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の立川市立学校事案決定規程別表備考第1号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員とみなす。